

### 第3回長野県水道ビジョン検討委員会 議事録

日 時：平成28年5月18日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

場 所：長野県庁議会棟3階 第2特別会議室

出席委員：国包章一委員長、酒井美月委員、佐藤裕弥委員、島田賢一委員、中條智子委員、  
花見陽一委員

オブザーバー：（公財）長野県下水道公社（岩嶋敏男専務理事、中村貞夫技術管理課長）

長野県企画振興部市町村課（丸山正徳課長補佐兼財政係長、宮脇諭担当係長）

長野県企業局（玉井俊則水道事業課課長補佐兼経営計画係長）

事務局：中山水大気環境課長、新井課長補佐兼水環境係長、小林課長補佐兼水源水道係長 他2名

#### 【発言者】

#### 【発言内容】

事務局

ただいまから第3回長野県水道ビジョン検討委員会を開会させていただきます。本日進行を務めます、水大気環境課課長補佐兼水源水道係長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、中山水大気環境課長よりごあいさつ申し上げます。

事務局

皆様こんにちは。水大気環境課長の中山でございます。

委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

さて、この検討委員会は、昨年8月24日と12月9日に開催いたしまして、今回3回目の開催となります。前回までは、県内の水道の現況と課題、あるいはビジョンの骨子案についてご議論いただいたところです。

本年2月に、地方事務所単位10か所で地域検討会を開催いたしました。そこでは、圏域毎の課題や取るべき方策、連携策、あるいは将来の水道の姿等について意見交換をさせていただいたところです。

今回の検討会においては、この地域検討会の概況についてご報告申し上げるとともに、ビジョンの素案を提示させていただいております。圏域毎の記載事項、検討の場のあり方、小規模事業者への支援策のあり方等につきましては、地域検討会の中でまだ十分煮詰まっていないところもありますので、その部分を除いた素案について、是非忌憚のないご意見をいただきたくお願い申し上げます。

また、今回皆様からいただきましたご意見、ご指摘を踏まえまして、地域における具体的な連携策やその進め方について、引き続き地域検討会において検討を進める予定でございます。そこに向けてのご意見、ご助言等もいただければ幸いです。

本日は、よろしくお願いいたします。

事務局

本日は6名全員の委員のご出席をいただいております。

また、前回に引き続きまして、オブザーバーとして、公益財団法人長野県下水道公

社から岩嶋敏男専務理事と中村貞夫技術管理課長、長野県企業局水道事業課から玉井俊則課長補佐兼経営計画係長にご出席をいただいております。このほか、今回から市町村の公営企業に関する担当部局として市町村課にもオブザーバーとして、丸山正徳課長補佐兼財政係長と宮脇諭担当係長にご出席をいただいております。市町村課につきましては、本年2月に総務省自治財政局公営企業課長及び公営企業経営室長から、市町村等の水道事業の広域連携に関する検討体制の構築について要請されたことを踏まえまして、ご参加いただいております。

なお、本日の会議は概ね16時30分頃の終了予定とさせていただきます。

ここで、資料の確認をお願いします。会議次第の裏面に、配布資料一覧を載せてございますが、会議次第の綴り、資料、参考資料でございます。事前に送付させていただいた資料につきましては未定稿ということで、委員限りの取り扱いをお願いいたします。

それでは、国包委員長に会議の進行をお願いします。

国包委員長

それでは、ただいまから第3回の長野県水道ビジョン検討委員会を始めさせていただきます。

前回は12月でしたでしょうか、もうだいぶ時間が経ちました。この間、今ごあいさつにもございましたように、圏域ごとに地域検討会を精力的に開いてくださったということでございますし、今日はその結果も踏まえながら、ビジョンの素案をご提出いただいておりますので、これについて、時間をかけて審議したいと思います。是非皆様方もご忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくご協力の程お願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして、本日の審議につきましても、非公開情報はないということでございますので、公開といたしたいと思っておりますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

国包委員長

ありがとうございました。本日の審議は公開といたします。

それでは、議事に入らせていただきます。今、申し上げましたように、本日の会議では、前回第2回の検討委員会の後に開催をされました地域検討会の開催状況について、それからもう一つは、長野県の水道ビジョンの素案について議論をいただきますとともに、前回ご発言のございました、公益財団法人長野県下水道公社から、公社におきます広域連携の取組についてもご紹介をいただくということにしておりますので、よろしくご了承ください。

それでは、一番目、地域検討会の開催状況について、事務局からご説明をお願いします。

事務局

(資料1により説明)

国包委員長

ありがとうございました。委員の皆さん方に私も含めて事前にお配りしていただいた資料ですと、もう少し違ったスタイルのまとめ方になっていると思うのですが、改めてこれを紹介いただいて、だいぶそれぞれの地域ごとの論点が分かりやすくなったのではないかと思います。何かお気づきの点とか質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。素朴なご感想でも結構です。

国包委員長

2ページに、広域的な地域ごとの集まりの検討会の概要をまとめていただいておりますが、最後にも説明がありましたように、なかなか広域化というような話になると、それぞれ事情も違うし、比較的積極的な方向でお考えのところから、またそうでないところもある、結構開きがあるというようなことがあります。それはそれで無理もないことだろうと思いますが、現状のままで、非常にそう言うのはなんですが、弱小の事業が今後も十分に満足に持続可能かといいますと、これは難しい問題だろうと思います。そういった意味で、今後は広域化の角度からですね、情報の収集なり検討を更に進めていただきながら、長野県の水道ビジョンにも反映をしていきたいと思っています。

佐藤委員

よろしいですか。2ページの2つ目の黒丸ですが、「事業統合や経営の一体化を将来的な方向性としても描くことが難しいとする事業者が多くみられた」というというのは、これはその通りですけれども、読み方として、例えば、3ページ、人員確保の2番目に、「自治体単体では技術者の確保に対応が困難。技術力のある職員がいなくなる見込みで育成が困難」ということですので、限界を迎えているところも実は明らかになっています。こういった事実を見ると、広域化そのものについては必要性は非常に高く、ただ逆にですね、あまりにも疲弊していて、その広域化で取り組むことを考える余力がない状況に追い込まれているのではないかと、という読み方もできるのではないかと思います。従って、2ページの取りまとめはこれで結構ですが、難しいと考えている事業者というのは、本当に考えている余力がないとかであって、必要性自体はあるというデータなのかもしれないと私は読み取りました。

参考までにですね、同じく3ページ、経営健全化、効率化の3つ目でしょうか、「水と空気はただという地域の風習があり、水道料金の値上げは困難」と、このあといくつかの団体からやはり「水道料金の値上げは困難」という意見をいただいている、これも全くその通りだと思います。ただ私の経験で、一昨年でしょうか、岩手中部水道企業団として用水供給とそれから2市1町1企業団による垂直統合を実現しました。あの時に、規模の小さい紫波町という一番小さい町の広域化の取りまとめを私が関わりましたが、あの時にも料金は上がるという答えでした。ただし、広域化に乗らないともっと高く上がる。いずにしても上がるんだけれども、放っておくことによってもっと高く上がるという事実も認められたので、目先の水道料金が上がること

が、広域化として弊害があるかもしれませんが、更に住民サービスから見ると、それでも意思決定をしなければいけない局面があると。そういう観点からすると、思いつくままコメントさせていただいていますが、非常にこれは重要な資料が出てきているように思われます。感想として述べています。

国包委員長

ありがとうございました。確かに、個別の意見としては多岐にわたるようなものも出ておりますし、その中には窮状を訴える意見も多いと思うんですね。そういったことをある程度やはり丁寧に見ていく必要がやはりあるだろうと思います。

それと、今の佐藤委員からの話で思うんですけども、やはり個別の事業体で将来をきちんと見据えてということは、実際はなかなか容易なことではないですね。そういうことを考えますと、何らかの方法で、いろいろと情報を県から提供したり、あるいは場合によって必要最小限の支援をしたりとか、アドバイスをしたり、そういったことは今後非常に重要になっていくんじゃないかと思いました。また、今日の後半の議論の中でも、いろいろ支援についてもご意見をいただければと思っておりますし、また、ビジョンの中でもそういったことを、恐らく大なり小なり考えていく必要があるんじゃないかということも合わせて思いました。

よろしいですか。特にないようですので、これはとりあえずご報告をいただいたということにいたしまして、今後、ビジョンの検討に大いに参考にさせていただきたいと思っております。万が一、今日この場でご意見をいただかなかった場合でも、何かございましたら事務局の方にメールでもお送りいただければと思っております。よろしく願います。

それでは、次に議事の2番目に移りたいと思っております。長野県の水道ビジョンについて、これは素案をお出しいただいておりますので、この説明が中心になると思っています。よろしく願います。

事務局

(資料2により説明)

国包委員長

ありがとうございました。いろいろとご意見をいただきたいと思います。どこからでも結構ですので、ご忌憚のないご意見、ご質問も含めてありましたら願います。

島田委員

今、事務局からのご説明を聞いた中で、また地域検討会12ページに平成28年度に簡易水道を統合しても、公営上水道事業が52、簡易水道事業が70残るといった現実を見るにつけ、簡易水道のグループの施策と上水道のグループの施策を分けずに一元的にやっていくと、簡易水道事業の事業体の皆様には雲の上のような話と感じる方も中にはいらっしゃると思うんですよ。特に簡易水道は人材がないという問題も出ていますので、県のほうで人材派遣も含めてソフト的な事業で支援してあげないと無理ではないかと。私ども水道事業者からすれば、あまり企業局や私どもに中心な役割に

なってしっかり旗振り役をやってくれと言われても、自分たちの内情もあります。今度始まる地域検討会もありますが、市町村合併と同じで、両者の合意もなく勝手に統合するののかという議論になってもいかなものか。また、大きな水道事業者の負担になりますので、やはり流れみたいのを作っていただいて、大きいところは大きいところで色々考え方はあると思うので、そういうところは進んで、先進的に取り組んでもらうと。簡易水道については、底上げというか、長野県の実情を見ると、市町村も水道事業者の数も多い状況。資料1の話を聞いていると、いろいろな課題が見えていないというか、分かっていないのではないかと考える。アセットマネジメントという言葉自体も独り歩きしているのですが、県で簡易水道の事業認可をしていますので、国のように立入検査をしていますので、実態を見ていただいて、もう少し関与の仕方を県で考えていただいたほうが、一般論として親身な行政ができるのではないかと思います。

(上水道と簡易水道は) 分けて考えたほうがよろしいのではないかと、県全体の進むべき姿はここに書いてありますので、水道事業者はこの通りやっていかなければいけないというのは分かっているのですが、今のままでは簡易水道の事業者には少し目標が高すぎるので、そこにいくまでもう少しいろいろな面で何らかのサポートを、例えば人が少ない事業者に対してはソフト事業による支援も含めて、県による支援体制、関与というものをもう少ししていただいたほうがよい気がします。

国包委員長

今のご発言に関してですが、12 ページに現状の事業体の数が記載してあります。それから31 ページの最後のほうに広域連携のことが書いてあります。31 ページの中ほどには①に平地部の広域的な事業への集約を図る、②に山間部の簡易水道では別の支援体制を構築していく方向で考えたらどうかと記載されておりますが、この辺に関してはいかがですか。

島田委員

記述としては、2つになっているんですが、今回意見を聞いた中で、簡易水道の実態、国の水道事業基盤強化方策検討委員会でも、簡易水道が置き去りになっているという議論があって、特に長野県については簡易水道をしっかり議論していかないと、県の議論としては踏み込んだイメージが感じられるような方向で検討していくことが必要では。資料では、水源が表流水でなくて、湧水だとか地下水が豊富にあるので水源はそれなりの数があり、簡単に水道の水源は確保できてしまいます。しっかり維持管理をしていけばいろいろと課題や問題も見えてくるのではと思いますが、検査も自前で実施していないから、検査の結果だけを見て、今後この水源がデータによって何かの値が上がってきたから心配だ、という診断はできないと思います。そこは今後全体で集まって事例や勉強会だとかしていくのがよいと思います。特に水道は水質が一番でそこがしっかりしていなければ、水道事業が上手く成り立たない基本的な事項です。簡易水道の事業者は職員が一人や二人と少なく、採水の問題もありますし、公的検査機関の結果だけをもってよしとするには不安があります。

国包委員長            ありがとうございました。

花見委員            今お話がありましたように、簡易水道は小さな町村の中で運営しておりまして、31ページの真ん中ほどに2点に絞られていて、平地部と山間部の違いが明記されていますが、大局的にはこのような感じになるのかなというイメージはあります。今回地域検討会に参加させていただきそれぞれ課題がある中で、課題を持ちながらどのように広域化に結び付けていこうかというところにはまだ少し話が深くはなっていない状況だと思います。

          ただし、これから地域検討会がある中で、各圏域の取組ももう少し具体的に話が進んでいると思いますが、上水道と簡易水道との違いですか、県民の方にビジョンを見ていただいた時に、分かりやすくするにはどうすればよいのかなという感じはあります。確かに課題が多い中で、簡易水道をどのように持っていくのか、ビジョンの中にもう少し取組の方策などが細かく記載されれば、少し見やすくなっていくという感じを受けました。

国包委員長            一言で、私なりの理解を申し上げれば、通り一遍の水道事業体ということではなくて、特に簡易水道に代表されるような小規模の水道のことも丁寧に目配りをしながら、このビジョンの中でどういう方向で進めていくというのを書いてほしいです。

          関連して、私も勉強不足で申し訳なかったのですが、一点申し上げさせていただきます。同じ12ページの上から4行目のところ、専用水道が59施設、それから水道法適用外の小規模水道が284施設だと。今回水道ビジョンということですが、水道法の適用外で、言ってみれば水道ではないのかもしれないという部分です。簡易水道でもない、いわゆる上水道でもない小規模な水道が沢山ある。これをやはり無視するわけにはいかないですよ。

          そういったものをメインにする必要はないのかもしれませんが、こういったものについても合わせてきちんとした目配りを水道ビジョンの中で最低限しておかなければいけないのかなとも思いますが、いかがでしょうか。

島田委員            これは長野県の中で言うと、地区水と言われている部類で、要するに地元の集落の水道です。基本的には水道料金はほとんどかかってなくて、施設の維持管理、多分保健所で指導していただいているのですよね、確か。要綱により、各自治体で。

事務局            水道の行政部局のほうが、衛生対策ということで指導をしています。  
          県は町村部、市は市で、保健所あるいは水道担当課の方で指導していただいています。

国包委員長            後ろにも関係するような記述が入っていますので、それはそれで非常に良いことで

す。少なくともそういうところを考えると、この水道ビジョンというのは、どういうところでサポートしてくれるのか、どういう利点があるのか、そういうことが理解できるようにになっていると良いと思います。

島田委員

国包先生がおっしゃる小規模水道については、知っている方もいらっしゃると思いますが、この部分は少しグレーな部分で、このことをあまり表に出すと給水区域に入れてくれないかという議論が出てくるのですね。結局長野市もそうですけれど、簡易水道が経営を圧迫するので、この部分は中山課長がおっしゃったように、ちょっと切り離して、要するに、同じ市民、村民の水道ですが、例えば水道と一緒にしてしまうと最終的には「水道の仲間に入れてくれ」となります。これらの水道をお使いの皆様にはそれぞれご事情があり、なかなか簡易水道なり上水道に入れるには、負担金とか、水源管理地の整備費とか、簡易水道を整備していく中で、最後に残ってしまった部分ですよ。将来的には限界集落とか、あと1軒当たりの管路が長過ぎたり、それから今言ったように、水源があるからいいよと、中には良いところもあると思いますが。

そういうところなので、ここをあまり強調すると、「じゃあ行政で支援してくれるのか」と受け取られても、それは多分皆さん困りますよね。これはそういう一応のルールで、水道料金もかからないし、安いし、自己管理でやっています、という部分ですね。

あと、(ビジョン素案の) 最後の方にも民営水道の支援というのがあります。これも確かどこかで困っているという問題も私も聞いていますが、うちもそういうような問題があって、施設はまず引き取れないですよ。今の施設は水道法の基準には多分適合しないです。だから更新ができなくてどうしようもなく、民営水道事業者の倒産などが起きると困った問題ということになってくると思うので、これは行政とすれば、特に水道事業の会計の中でそこを救済をするという次元の話になってくるので、慎重に取扱って議論をしていかないと、水道事業者が救済していくんだ言われるとそんなこと誰も多分水道事業体の皆さんは思っていないから。そこはそこできちんと自己責任でやっていただきたい。地区水と少し似たようなところがあります。

下水道公社

確か、「良い水源があるから、うちの地区は簡易水道に入らない」と拒否していたということですよ。

島田委員

基本はそういうことです。それがだんだんと維持管理ができなくなってきたり、施設が地震で傷んだり老朽化して、後継者がなく、水が来ない、いよいよ困ったな、ということですね。

下水道公社

ただ、安全面・衛生面だけはどこかでチェックしなければいけないですよ。

事務局

衛生面については、飲用水等の指導要綱を作っておりまして、今までは県の方で水道法以下のものもみていたのですが、その後、市の方へその部分も移譲されていて、今は法定外の小さなところについては、飲用井戸を含めて指導してもらっていますし、町村部は県が地方事務所の方で指導するという形になっています。その中で水質項目についても基準を要綱上定めていて、その検査をなささいという形になっています。

ただし、やはり今おっしゃったように、造った当初は自分たちの水道ということで使っていたのですが、人が少なくなったり、管理自体がなかなかできなくなったりしてきているという状況があると聞いておりまして、その中で基本的には市町村が水道の敷設をするという水道法の中での義務付けがありますので、やはりこの際、市町村の方で何とかしてもらえないか、という話が多分でてくるというのは問題意識として持っています。

先ほどのいわゆる民営の施設ですが、別荘地開発という中で、自分たちが開発したところへお客さんを呼ぶために、水道を引っ張ってこれられないので、民営で先行してやったというところがあります。その際にも当然ながら、市町村の同意を得た上で、水道を敷設するというのをやっています。

ただし、やはり造った当初と現状と大分状況が変わってきている中で、経営自体が非常に難しいということがありまして、更新自体がなかなかままならないということもございますので、そこが非常に今後、民営水道が先ほど言ったように、事業経営が継続できるのかということところは非常に懸念するところでございます

ただ、そういう事業とですね、今回水道ビジョンとして90何パーセントの部分で占める水道事業者が持続していくかということと、やはり比重は多少違うと思います。

問題意識としてはございますが、やはり一番はメインとなる今の上水道なり簡易水道が将来人口減少の社会の中で持続的な経営をちゃんとしていくということを、きちんとやっていくことが必要だろうとは思っています。

国包委員長

ありがとうございます。今、最後に課長さんがおっしゃったとおりだと思います。上水道、簡易水道は絶対外せない。私が余計なことを申し上げたもので、変な方向へ議論が行ってしまいました。少なくとも長野県の特徴的な部分であることは確かだと思います。

1か所、2か所ではなく、たくさんあるというのは、やはりどこかで最低限と言ったら言葉が悪いですが、きちん目配りをしないといけないと感じた次第です。

これ以上深入りするつもりはありませんので、またいろいろ情報提供もしていただきながら、県の方でもビジョンをまとめる上で、バランスも加味しながら、把握していただければよろしいのかなと思います。

下水道公社

オブザーバーですみません。29ページ「施策17 水道料金の適正化」のところでは



が、これは市町村の水道の担当の皆さんと議論をしたと思うのですが、水道の場合、料金の逓増制を採っているところが多いわけですし、それは長期費用曲線が、要するに、新たに水源を確保したりすると大変なことになるから、水はあまり利用しないで下さいよ、という時代の料金体系だったわけです。

それを勘違いしていて、費用を負担していただける方は余分に負担していただくと  
思っている人も結構いまして、長期費用曲線が急激に増加する現在の状況ではありま  
せんので、もっと明確に書いていただくと市町村の職員も分かるのではないかと思  
います。逓増料金を簡単にやっている、長い目で見ると自分の首を絞めますよ、とい  
うのをね。

長野市はそれで料金体系を見直しましたよね。逓増制をお止めになっているはずな  
ので。

島田委員           うちはまだ逓増制の料金体系になっています。

下水道公社           まだなっていますか、それを緩やかにしたのですか

島田委員           そうです。逓増度合いを下げました。本来はそうしたいのですが。

下水道公社           むしろ大口の皆さんに使っていただければ、料金は大口径の契約の時には下げると  
いう料金体系を採った方が稼働率は上がるし、全体としてコストは下がります。  
特に都市部は、平野の所は水をどんどん汲み上げて地下水を使っています

島田委員           おっしゃるとおりです。地下水の抑制ですね、地下水へ逃げてしまっています。

下水道公社           地下水の汲み上げの抑制というのは少し難しいかもしれませんが、それと併せて逓  
減料金を採れば、水道料金は安くなるのではないかと。どこまで書けるかというの  
はあると思いますが、なぜこういう水道料金なのか、というコラムでもあれば良いの  
ですが、こういうところを採るとこのような特徴があるよと。これはきっと、長野市、  
松本市の方が読めば分かると思うのですが、何が書いてあるのか分からないのでは  
ないかと思えます。

国包委員長           ありがとうございます。料金設定、料金制度のことは、県のビジョンの中で、例え  
ば、逓増制を止めようとかですね、逓減制にしようとかですね、というようなことは  
なかなか難しいのではないかと思えます。

下水道公社           現実ではそうだと思います。ですから、料金体系はどういう特性があるのか、とい  
うことを書いていただければ良いなと思えます。

国包委員長           そこだけあればこの本を見れば良いよ、という話で終わってしまいますよね。それに近いのではないのでしょうか、つまり一般の解説書と同じようなものに。

下水道公社           解説書と同じなのですが、ほとんどの人は読まないですから。なぜこのようなことを申し上げたのかと言いますと、人口がピークに達するより前に、水の使用量がピークに達しているというのは。現実には長野県の場合、豊富な地下水を使って、平野部というか、例えば善光寺平とか、安曇野はどこでも掘れば水が出ます。それで逓増料金に嫌気がさして、大口顧客が逃げて行ってしまったというのが、現実の姿です。

                          これからも新しい開発があつたりする時に、水道はもちろん引くわけですが、業務用の水は地下水を汲み上げる例が多くあつて、それを安くしてあげれば全体としてコストが下がるということが簡単に予想されるものですから、申し上げました。

                          ここにこだわるわけではないですが、目の前からお客さんが逃げて行ってしまうことがあつたものですから。これはお任せしますけれど。

国包委員長           少なくとも、これでは何が書いているのかあまりはつきりしないという指摘はわかります。その部分は我々も課題として捉えておかなければならない。

下水道公社           きっと、意図して書かれているのですよね。逓増制には問題があると。

事務局               必ずしも問題があるということではないですが、現状や今後の事業環境に即した料金体系の見直しが必要ではないかと考えています。

国包委員            少し乱暴なことを申し上げれば、料金体系もさることながら事業体、自治体によっては料金が今のままでというのはちょっとしんどいケースもあるのではないかと思います。そのへんはいかがでしょうか。

下水道公社           新規投資したところは、市町村の皆さん、人件費は入ってないんですが、給水原価がどの位になっているか理解されていて、実際、そのうち何割とっているかほとんどの市町村が理解していると思います。ただ、現実にはとれないのでその分を税金で補填しているから、結局市町村で払っている訳なんですけれども。結果的にはコストは全部負担しているので、個人的には税金で払っても水道料金で払っても、みんな負担するのだからいいだろうと感じてはいます。給水原価を実際にコスト計算してみると、相場の供給原価の3倍とかになる所も結構あると思います。ものすごく多いです。3分の1しか料金をとれていない。

事務局               給水原価、供給原価に関しましては、資料1の一番最後のA3のペーパーに圏域ごとと全国の数字を示してあります。料金回収率と呼んでいるのが給水単価÷供給原価です。原価を料金で回収できている場合は100%より大きくなります。100%を下回

っている場合は原価を回収できてないことになります。圏域毎の平均値ですので、100%を超えている圏域の中にも事業者によっては100%を下回る所もあります。

下水道公社 簡易水道では10 m<sup>3</sup>で大体1,500円の料金をとっていますよね。

事務局 はい

下水道公社 私が市町村行政を担当していた時は原価が10 m<sup>3</sup>で3,000円、4,000円となった町村があったと記憶しています。

事務局 料金回収率の上の段が地方公営企業法を適用している水道の平均値、下の段が地方公営企業法を適用していない簡易水道の平均値になります。これを見ると長野圏域では43.6%で原価の半分しかとれていないということです。基本的に会計制度が違うので一概に比較はできませんが、この表では簡易水道の元利償還金を経費として含めた場合を原価としてとらえて、それと給水単価を比べての数字となります。本当にかかる原価はいくらかと考えるとこのような数字になります。

下水道公社 ただ、現実的に各御家庭に負担していただけるレベルの原価ではないです。一般の相場の2倍、3倍の原価になっている所が結構あります。

国包委員長 それは分かります。私が申し上げたかったのは、現状の自治体がどうであるかということもさることながら、ビジョンでいう10年先を見据えてってことですね。そういった将来の事を考えた場合に施設の整備も含めてコストをどうやってカバーしていくのかということを考える必要があると思います。そういったことまでも考えた場合に料金体系も大事かもしれませんが、果たして現状の料金レベルでみんなやっていけるのかどうか自体が大きな問題だと思います。

それも合わせて、それぞれの水道の料金体系を考えていく必要があるということをお願いしたかったのです。

島田委員 ビジョンの中で必要なのは、私どもを含めて大体の水道の市町村事業体は料金の値上げを3年とか今まで検討してきましたけど、議会に出すと「もうちょっと我慢しろ、努力しろ、経営の改善に期待します」とか言われ、料金改定を見送ったりという状況です。簡易水道の自治体の職員は、たぶん首長には「水道料金を上げないとだめですよ」と言っていると思うのですが、首長に「そこは」と言われるとなかなかつらいものがある。そこは県のほうで経営診断みたいな形で診断してあげて、国が言うように「10年もちません」ということを、きちっと厚生労働省の立入検査みたいな形で「ちゃんとやりなさい」ということを、県として特に話が出ている簡易水道の首長さんにも分かるように。このままでは潰れかけているので、補填をしているのだけ

ど、今はいいけど10年後は人口が減って必ず料金収入も減ってきますから。料金上げられない、資金がショートしたり施設がパンクしたりしてどうしようもないという時に、どうしようもないと言っているから、そこは首長も分かっているとは思いますが、現場の職員も努力していると思いますが、実際にはそれが施策になっていかないというのがもどかしいところだと思います。そこを県としては、白書というような形でどんどん提言してあげてほしいと思います。小さい自治体では無理だと思うので県の方で経営診断や技術支援をしてもらいたいと思います。特に小規模の事業体に対して、物理的には安定しているというのは皆さん気持ちの中では分かっていると思いますが、県の方で人材を支援したり、今よりひどくならないようにしてあげるとか。こんなに良くないのか、うちはひどいのかなど自分たちのレベルを分かってもらう、市町村の自覚を促すことが大事だと思います。私どもも簡易水道をやっている苦しさを分かっているのです。

事務局

水道の実務をやっていない職員が行政の立場でやっている中で、確かに経営診断とかそういう指導までできれば認可の時によろしいと思うのですが、そういったことのノウハウの蓄積が私どもに無いものですから、県の方で経営診断等を行うのは現状の体制では難しいと考えております。

経営に関していえば今年から総務省の方で新しい制度ができたようです。

市町村課

公営企業経営支援人材ネットという制度が今年度からできました。自治体の現役の方とかOBの方を登録しまして、そういった方を各市町村が利用した場合に財政措置が一定程度入ってくるというものです。中々そういう人材を近くにいて掘り起こすというのもまた一つの課題です。制度があっても中々それが活かされるかという所にはまだ課題があると思います。

事務局

加えて経営診断に関しては、昨年度から経営比較分析表の策定・公表が行われています。これは、過去5年の10個くらいの主要な経営指標を類似団体と比較するなどして自らの現状評価をするもので、法適用、法非適用両方とも作成されています。

また、簡易水道の会計を官公庁会計から公営企業会計へ移行するという事も進められていまして、経営の見える化を図るということもされております。

このようなことは自分たちでできるので、そこまで県として関与しなくても、事業者の中で首長さんたちに理解を得ていく作業というのはできるのではないかと考えています。

国包委員長

そういったことも含めて、料金の事に限らないのですが、こういったサポートができるかというようなことをビジョンの中で考えて少しでも具体的に盛り込んでいただければ非常にありがたいと思います。

他に何かありますか。

酒井委員

地域検討会の報告をいただいてビジョンを見て思ったのですが、元々このビジョン自体は「40年、50年後の将来を見据えた上で、今後10年間」とありますが、10年というのは実はかなり短いですね。県内の課題を資料2でアからケまで9つ、かなりいろいろな課題をピックアップして、それに対する施策を具体的に22個あげています。実際に10年間でどうなるんだろうと心配しています。ビジョンは地域検討会の方の結果でもいろいろな事業者から上がってきている意見だとは思いますが、これ以上仕事や手間を増やされては大変だから広域化などを強力に推し進めてほしくないという印象を受ける意見が大分出ている気がします。特に、自分たちが軸になってやるのは大変そうだし、自分たちの考えている施策と違う所をしろと言われても困るといったような意見が含まれているので、これからこのビジョンにさらに加える圏域の特徴、課題だったりとか、あるいは圏域の取組方策という部分に、先ほどまでに出されている圏域でもまとまることができる作業もないと改善されていかないという部分の意見をこれからうまく入れ込んでいかないと、今、素案としてあるビジョンが実際に広域化とかあるいは22個の施策をうまく動かすために生きてこないような印象をすごく受けます。特に課題のまとめのところで長野県内水道がかかえる課題と実際の圏域の水道の特徴とそこであげられる課題とが違ってくるのかということが、全く同じものが2つ並ぶのでは分ける意味は無いし、課題が圏域ごとに全然違うものになるのか、あるいは、例えば、アからケまでの課題というのは先ほど述べられていたものとは、今、代表的なものをまとめているから違うと思うので、これから書く部分の所に先ほど言われていたような具体的な施策で、なおかつ、提示された時に事業者が困らないものにするためにここの書き方がすごく重要になってくると思います。

国包委員長

色々なお話がありましたが、私なりの理解を申し上げさせていただくとすれば、立派なことをたくさんこのビジョンの中でやるんだ、それも限られた期間の中でやるんだ、というようなことが書いてあるけれども、それだけでも結構大変でしょう。そういったことが今後圏域の負担に配慮するとさらに大変になるかもしれません。そこから先が問題なのですが、その大変なことを誰が汗をかいてやるんだ、どのようにということももちろんあるのですが、それは少し置いておいて、誰が汗をかくのか、そのところが非常に問題だと思います。少なくともそういった弱小の事業者、簡易水道とか弱小の事業者では恐らく現状以上にほとんどもう余力はないというぐらいのイメージなんだと思います。これは私の意見ですが。

そういったことを考えた場合に、弱小ではなくその反対のという意味での強大な事業者ですとかによる、どちらかという自発的な支援とかということになるかもしれません。それと県、それ以外にも何かあるのかも知れませんが、特に県、それから強大な事業者、そういったところがどれくらいやってくれるのか、やってもらえるのか、やれるのか、そのあたりが恐らくかなりキーポイントになってきそうだと感じます。

そのあたりをうまくにらみながら、全体を10年間でこれはやれる、やらなければいけないだろうというのを、プライオリティを付けてビジョンの中で整理していけばいいなというようなことを考えております。そういうことで補足になったかどうか。少し理解が違うようでしたら。

酒井委員

一番は、10年というのは本当にすごく短い期間だと思うんです。実際にした方がいいこと、間違いのないことばかりが書いてあるし、そうできれば、逆に言うとうそできないと大変なことになるというような気持ちで書くと思うんですけど、すごく負担になってしまいそうな感じもあります。

下水道公社

今のお話ですが、水道を必要としている人がいれば、市町村はある意味ではコストにかかわらず供給をしています。

市町村水道事業の場合、供給を受けてサービスを享受している人と、原価と料金の差額を負担している人が同じ市町村民です。そのため、そのコンセンサスがあれば、長期的にどのようにしたらコストが最低になるのかを事業を永続のために続けていくことは当然ですが、原価が高くても事業継続は可能だといえます。

国包委員長

もし誤解があるといけませんので若干釈明をさせていただきますが、弱小のところは、いわゆる日常的な給水業務を維持できないということに関して申し上げたつもりでは全然ありません。そうではなくて、将来、例えば10年後を見通して今の我が水道はこういう方向に持っていかなければいけないのだけれども、どうだろう、いやどうという方向に持っていけばいいのだろう、とかですとかね、そのためにどうすればいいんだろうとか、そういったことが大きなところと同じ様にはきちんと考えられない、できないということを申し上げたかったんです。

下水道公社

先ほど酒井委員から、職員から、大変だと、こんな余分な仕事を押し付けられても日々兼務でやっていて大変なのに、という人は必ず出るのですけれども、私是对しては、そうは言っただけで皆でやらざるをえないわけです。そればかり心配していると次のステップに行けませんから、課題は課題として投げかけるということで私はいいいんじゃないかなと思っていますけど。

酒井委員

例えば一つ具体的なことで申し上げれば、災害に対する危機管理の情報だったりとかマニュアルを整理するとか、そういった部分のその整理が必要だというようなことが県のビジョンの素案に入っていますよね。これ実際どのくらいできていると言ったら、今調査されている内容でも凄いな数の危機管理マニュアルがいろんな対応それぞれについて必要で、それはほとんどできているところ全部できているところはまずなくて、いくつかづつしかできていないのを、これをしかも圏域ごとに情報としてはあるのだけれども事業体ごとに本当は必要ということを言われていて、これをできる事業

体とそうじゃない事業体というのは当然でくると思うので、自分たちはこれを本当に準備なくではいけないと頑張ってくださいさるだろうとは思いますが。このところを例えば広域連携の意味というのは広域連携とか協力してできる部分とできない部分というのをはっきりさせるといのは、こういう一個一個が全部自分たちのグループでなんとかしなければいけない部分と、そうじゃなくて協力してできるだろうという部分をはっきりさせてあげられるっていうところにこのビジョンが役立つといいな、という印象があるということなのです。これから各圏域での取組方策について、特にここでは共通のものはこういう部分についてはそれぞれ取組として伝えるだろうから、その部分は方策として役割分担もこういうふうにしていってはどうかということを実施として提示してあげるとか、そういう具体的なことをビジョンの中に圏域の取組方策として盛り込めれば、県全体の課題に対する施策とはまた少し違う、各事業体が見たときに意味があるものに、今の状態が意味の無いということではなくて、具体的にじゃあ今大変だけれどもこれだったらできるという希望のあるものに、少し言葉が難しいですけれども、なるのかなという印象を持っているという意味合いです。

国包委員長

分かりました。まだご発言いただいていない中條委員、あるいは佐藤委員、何かございましたら。どんなことでも結構ですけれども。

中條委員

大変難しい場所に消費者の団体の代表としてここに参加させていただきまして、私も第1回、第2回の検討委員会の後、自分の仲間のところでこういうことについて少しづつ話をしているんですけれども、なかなか一般論のことしか聞けなくて、一番話題になるのは先ほどの水道料金がこれ以上上がるようにはならないように、それが一番関心ごとなんです。今言われましたように、私も詳しくは分からないんですけれども、小さな事業体の中では、払っているのは3分の1ぐらいであとは税金でということだと、自分たち住民とそれから村でも税金のところでは自分たちがどちらで払っているかは別として、全部自分たちが担っていることだよというのをよく説明をいただきました。それで私たちの仲間も水道と簡易水道と色々立場は違うところでおりますけれども、最もこれを細かく言いますと「なんで私たちのところだけは高いの？ 私たちの方は安いの？」というようなことにすぐそういうところに関心ごとがいくかと思えます。やはり、こういう料金設定というのはこんな形でできているんですよ、というのがうまく説明できるようなことにビジョンにそういうものが入るかどうかは分からないんですけど、私でも皆さんにこういう形で今後やっぱり水道に関することでも皆で考えていかなければならない時が来るので、こういうことで皆さんにご理解いただきたいというような説明ができるような形でどこか文言を入れていただければありがたいと思っています。

私は第1回、第2回、第3回とこうして参加させていただきましたので、なるほどなという理解は少しずつできるようになりましたけど、一番私が県民代表で来ているような感じでおりますので、自分の組織の中とか友人とかに話をするのにこれがどん

な形でこれから長野県の水道事業を進めていくかということが説明できるような形にまとめていただければありがたいなと思います。

国包委員長

ありがとうございます。今ご指摘のことは大変大事なことだと思います。とりあえず現段階で、非常に近い内容のことというのは、私が今ざっとみた限りでは 29 ページのおしまいから 30 ページの頭にかけての需要者と供給者というこのあたりになるでしょうか。今私はすぐには思い当たらないのですが。ただこのこれだけでは中々何のことだか分かってもらえない、という感じもしていますけれども。この辺は私もどうしたらいいのかよく分かりません。ご指摘はごもっともです。事務局の方で検討してもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

事務局

ビジョン策定に当たっては、やはり県民の皆様にも見ていただくためにはある程度分かりやすいものを入れていかなければいけないと思っております。先ほどコラムというお話もございましたし、あるいは事例としてそういうものを少し入れてですね、具体的なものが目に見えるような形に整理は今後していきたいと思っております。作っても見ていただかなければ何も意味はないものですから、そういう工夫はしていきたいと思っております。

国包委員長

よろしく申し上げます。もしそこまで最終的なまとめの中でしていただけるのであれば、企業会計の仕組みみたいなこともお願いしたいです。最近では私の住んでいるところではバーチャートみたいなもので、資本と収入・支出がどうなのかとかですね、そんなことまで書いてありますけどね。そういったものも場合によっては余白の右側に少し加えていただけないでしょうか。そこまできているのかなというような感じもしないではないですが、結構それで理解してもらえないのではないかと思います。他に何かありますでしょうか。

佐藤委員

よろしいですか。提案といいますか事務局への次回に向けた着眼点を示してみたいと思います。まず 29 ページ経営基盤の強化で施策 16 の企業会計の導入推進と 17 水道料金の適正化。ここは先ほどから意見が出ているところなんですけれど、今多分重要なのは経営管理に関する技術の強化というような点ではないのかなという気がしております。30 ページには水道技術という形で一括りできていて、これまで水道の分野における技術といたら、水道技術そのものであったわけですけど、特に規模の小さい団体のためには、もはや事務や技術とかいっている場合ではなくて両方やらなければいけないような状況に置かれていると。そういうことを鑑みたならば、この経営基盤の強化には、いわゆる従来型の狭い意味でのきちっとした水道技術だけではなくて、経営管理の技術に含めた形でその経営管理の関わるような技術の職員の育成とか確保の観点でキーワードが入らないかなと考えた次第です。

もう一点は、32 ページ役割分担のところですか。まず、ア県行政の一行目、国庫補



助や交付税措置等の活用助言、ここの「等」に先ほどまでの議論からすると、例えば経営診断とか料金に関する部分とかいう領域まで、この「等」に含められないだろうかと思うんですね。そこまで明確に書くかどうか分かりませんが、今ここでは国庫補助とか交付税と書かれている従来の領域にちょっと留まっているので、もう一步広がる形で書き込みがあるといいのではないかなと思います。ひょっとするとそこでは衛生行政部局としての役割だけではなくて、市町村課としての関与役割という領域が出てくるかもしれないと思うんですけど、いずれにしても県の行政という観点からどのように関わるかという感じで、もうちょっと追加できないだろうかと思いました。

さらに 32 ページでは、ここで利害関係者が登場しています。たぶん書ききれないから書いてないと思うんですけど、首長、議員への情報提供についてです。結局、水道の枠組みは最終的にはあらゆるものが議会の議決に関わっていくという観点からすると、やはり首長、議員の方にいかにして理解していただいて、この事業を進めてもらうかという観点が必要だと思いますので、その方たちが直接何か役割を担うというよりは、そこに対する情報提供なり、しかるべき行動を起こす働きかけがもしかしたら可能であれば盛り込めないだろうか。以上、提案、気付いたところを述べさせていただきます。

#### 国包委員

ありがとうございます。3点ほどご指摘がありました。これはいずれも事務局の方で次回までに検討いただいて、その結果によってはきちんと議論していただければありがたいです。

いずれもごもっともな話だと思います。特に2番目のご指摘については、県の行政の中で、もう少し踏み込んで、これは私も全く同感なんですが、是非前向きにご検討いただければと思います。県自らは人員とか組織の面で難しいのかもしれませんが、場合によっては外部の人を集めて何かやらせるとかですね、そういったことも含めて考えていく、あるいは外部の機関に外注してやってもらうのがいいのかもしれない。また、何か皆で考えればいい知恵が出てくるのではないかと思います。

まだいろいろご意見あるかもしれませんが、一度この辺で区切らせていただいて、もう一つ大事な議題がございます。3番目の長野県下水道公社における地域連携の取組についてです。

前後しますが、いろいろなご意見がございましたらメール等で事務局の方に早目にお寄せいただけるようお願いをいたします。

以上の議論は一応ここで区切らせていただいて、3番目の下水道公社の取組について、ご紹介していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

#### 下水道公社

下水道公社の岩嶋です。

下水道公社について簡単に説明させていただきます。平成3年に設立されておりまして、出資母体は県と市町村です。この経緯は、県の流域下水道を維持管理するために下水道公社を県が作ろうとしたところ、ちょうど市町村の公共下水道を整備する時

期にあたっておりまして、下水道法で定められた技術者の確保が市町村では全く見込みが立たない状況でして、県で作るなら市町村も一枚かませてくれということで長野県下水道公社ができています。全国で30番目の公社なんですが、市町村の業務を受託しているのは長野県、それとほんのごく一部を岩手県では受託しているんです。岩手県も市町村数が非常に多くてですね、公共下水道は小さい事業者が多いわけなんですけれども。現在は流域下水道業務は県から受託しておりませんので、業務は全て市町村関係のものになっております。

お手元に資料を用意させていただきましたが、これは営業用のペーパーです。市町村にお示しして「うちはこんなことをできますよ」と説明するパンフレットなんですけれども、資料3の3ページをご覧くださいなんですけれども、下水道公社への委託方式とあります。これがうちの業務内容です。一括管理方式とあります。その下に下水道管理者、市町村、民間云々と絵がありますけれども、市町村は、下水道法上民間事業者に委託する場合は有資格者を置いてちゃんと管理しなくてはならないという法的義務が課せられているわけなんですけれども、現状、長野県で維持管理担当職員を1名以上処理場に設置しているのは人口10万人以上の都市で3.35人、5万人以上10万人未満が0.78人、1万人以上が0.19人、1万人未満が0.09人ということで、ほぼ技術者がいないとお考えになっていただきたいんですが、現実には募集しても確保できる状況ではありません。そういう状況ですので我々が市町村の行う業務を代行して、事業者に対する発注、事業者の管理、ちゃんと施工してくれているか、業務をやってくれてるかという監視・評価、修繕が必要になった時には市町村への提案など、市町村の担当職員がやることを代行しております。これが我々の仕事です。

ここにいろいろ書いてありますけれども、下水道公社が管理する利点とありますが、専門的視点から業者の維持管理業務をチェックします。業者というのは水処理業者でして、市町村が公社に発注をしまして、公社は水処理事業者に再発注します。公社は管理費用をいただいて、それは人件費とをいただいているわけなんですけれども、専門的見地から処理場がちゃんと維持管理されているかどうかをチェックします。それだとか設備状況がどのように保たれているのか、例えば機械だとか電機部品だとか故障がでてくると、そのときどう対応したらいいのか。あるいは緊急事態が発生した時に、水の処理の方式を変えるいろんな対応、一応専門的技術がないと対応できないことを市町村の職員がやれと法律に書いてありますが、それは無理ですから、それになり代って業務を行うのが公社です。

こういうことをやっているわけなんです、今日のお話は広域維持管理ということなんですけれども、1ページをご覧くださいと思います。長野県の下水道公社が設立されたわけですが、長野県では平成7年7月に、長野県、市町村、下水道公社が一緒になって「長野県下水道広域管理構想」というのを作っています。枠の中に抜粋がありますけれども、課題としては小規模の処理場ほど維持管理、人を手一本足一本というわけにはいきませんので、人件費というのは小規模の処理場ほど単位

当たりでは高くつきます。それともう一つ先ほどから申し上げておりますが、水質だとか機械、電機、土木、いろんな技術力が下水道のシステムを運営していくためには必要になるわけなんですけれども、その職員が確保できないということです。これを簡単に言えば確実にできるだけ安くやる方法はなにかということで、みんな考えまして、これは広域化をして共同化すればいいのではないかとということで広域管理というのをとっております。そのイメージ図、広域管理のイメージA、B、C、Dといろいろと市町村ありますけれども、下水道公社に一括管理となっておりますが、各市町村から契約をいただきまして、公社はその適正な維持管理のためにどれだけお金がかかるかを計算して、どのような業務が必要か計算しまして、水処理業者に発注をいたします。その際に、次ページご覧になっていただきたいと思うんですが、広域管理処理場、4広域とありますけれども、上伊那広域というのをご覧になっていただきたいんですけれども、一番いい例かと思えます。2市3町3村、平成5年度からやっておりますが、15処理場を公社が請け負って、一つの水処理業者に発注しております。市町村がやればそのたび入札になりまして、水処理業者が違えば先ほど言いましたとおり人を分割できるわけではないものですから効率的な維持管理ができなくなります。なぜ広域がいいかと言いますと、水処理業者も専門的知識を持った職員、電機だとか水処理いろいろな職員を抱えているわけなんですけれども、必ずしも一日その処理場にいる必要はありません。だから巡回をしてですね、その処理場の状況をチェックするというを現実に行っているわけなんですけれども、2市3町3村がそれぞれ個別に発注するよりも公社が一括で受けて一つの水処理業者に渡すことで全体的な人件費コストを抑えることができます。これが広域管理による処理なんですけど、これいまは安い方の話です。

元に戻って1ページご覧になっていただきたいんですけれども、今申し上げた広域管理のメリットですけれども、単独の場合と広域の場合は設計価格で約7%、入札で落ちればもっと落ちますけれども、7%程度安くなります。私は退職する前県の企業局長をやっております、我々先ほどからですね、水道技術者の水道管理技術の維持を継承するというのは非常に難しい状況です。民間事業者者に全部頼んでしまうと民間事業者者をチェックする目が無くなるんです。だから、良好な維持管理をするためには県の方にも確かな目を持った職員を置いておかななくてはいけないというのがどうしても必要になってくるわけですし、それを県の技術を持った職員と今申し上げましたけれども、市町村が公共下水道を管理する場合も、市町村としては適確な維持管理をするためには事業者が何をやっているか、水がどういう状況になっているかということをチェックできる職員がいないと、本来はまずいんです。それは望むべくもないですし、すぐにやれといってもできないものですから本公社が設立されたという経緯がございます。私どもに委託してくれるところは増えたり減ったりいろいろしております。首長さんたちが代って考えが変われば、公社への委託をやめたり、増減はございますけれども、非常にいろんなケースの処理場を管理しておりますので、いろんなノウハウがたまってきております。それなりに信頼されながらですね、市町村の支持を

得ながら現在運営をしております。ひょっとして広域化という観点をする時に、たとえば設備を一体化する、水道管を全部つなげてしまうだとか、経営を一体化するというのはすぐ目に浮かぶわけなんですけれども、これは料金が違います。中で一体化するというのは非常に難しいわけなんですけれども、その水道の技術のレベルを維持する、安全な維持管理をするということだけに着目すれば、ひょっとしたら出来上がることかなと思っております。以上です。ご質問をいただけたらと思います。

国包委員長            ありがとうございます。興味深い説明をいただきました。何かご質問や感想がありましたらお願いいたします。

私のほうから質問があるのですが、一つは下水道公社の本来業務は何でしょうか。

下水道公社            本来業務は、いくつかございまして、一つは公共下水道の管理、もう一つは市町村の管渠の更新です。市は土木の技術職員がいますが、町村はおりませんので管渠の設計管理を行いますし、最近では設備投資の計画を作る、あるいは最近では下水道事業にも企業会計が適用されるということで、開始貸借対照表を作る業務のお手伝いもしています。町村が下水道事業を運営していく時に、新たな法的な規制といたしますか様々な義務が課せられますが、その時に町村ができないものは全部を請け負うつもりで私どもの新経営計画を策定しています。この計画は市町村の要望を聞いて、市町村が自ら確保できないものについては、当公社で人材を確保して、一つの町村に一人がかかりきりになるのではなく、いくつもの町村を担当できますから、全体的にコストも下がりますし、いろいろな情報も入ってきますのでレベルも段々と高くなります。

元々始まったのは管渠の建設と公共流域下水道の維持管理です。そこから派生しまして、維持管理を行えば修繕が発生します。修繕の発注から設備投資の計画づくりなど必要な仕事をやっています。寄付行為に規定された範囲内でやっております基本的に全てが公益事業ということで認定されております。

国包委員長            下水道公社が保有している下水処理場や管路はあるのでしょうか。

下水道公社            一切ありません。

国包委員長            そうしますと、元々は先程紹介いただいた業務を全県にわたって行うために作られたと。

下水道公社            そうです。県と市町村の意思です。

国包委員長            このような公社の形態は珍しいのではないのでしょうか。

下水道公社            全国的にも珍しいです。全国に 30 を超える下水道公社がありますが、ほとんどの

県は流域下水道の管理をするために設置しています。長野県の場合は、上伊那地域ですぐに工事を発注する必要があったが、技術者が確保できないため県が作る公社に市町村も是非加えてほしいという話があったと聞いております。

国の新しい下水道ビジョンでも、市町村を補完する必要があるのではないかという議論も相当され、長野県の方式は面白い方式だということで聞いております。

下水道法が改正されまして、協議会という制度ができましたが、先程の市町村が集まった上伊那地域の広域、あるいは任意の団体ですけれども、法的に認められた、それを参考に協議会というものをつくって、我々のような下水道公社、あるいは事業団などに一括で管理業務を委託して、安全かつ低廉に管理しようということで、下水道法の中にも新しく規定されております。

市町村の強い要望がありました。当時は下水道事業を運営するに当たって、施設はできたが、どうやって運営していくかという時代であり、切実な思いがあって設置された団体です。

国包委員長            いろんなところで作業されているかと思いますが、下水道公社が自ら現場作業ということはありませんか。

下水道公社            緊急の場合はしますが、基本的には水処理業者に指示をしています。

国包委員長            本日の下水道公社さんのお話については、なかなか同じようにはいかないでしょうが、今後の水道ビジョン策定に当たり、大いに参考になると思われま。

国包委員長            それでは、よろしければ、議事4の「今後の検討スケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

事務局                資料4をご覧ください。7月から12月にかけて地域検討会を開催し、圏域の取組方策等ということで、検討の場の設置や小規模事業者への支援のあり方などの議論を深めていきたいと考えております。

また、今まで委員の皆様からいただいたご意見等を反映させまして、水道ビジョンの原案の作成を進めてまいります。本年12月の第4回検討委員会で原案をお示しさせていただきます、その後パブリックコメントを実施します。来年2月に水道ビジョン案をご了解いただき、本年度末には県水道ビジョンを決定したいと考えております。

国包委員長            次回は半年以上後に開催されるということで、日程は改めて調整されるということでしょうか。

事務局                はい。

国包委員長 恐らく第4回検討委員会では、原案と書いてありますが、ほぼこれで決定というのが示されるということになるかと思います。必要に応じて委員にも情報を提供していただければと思います。また、委員のほうからもご意見等ありましたら事務局にメールなどで連絡をいただければと思います。

事務局 最後に水大気環境課長から一言お礼を申し上げます。

事務局 委員の皆様におかれましては長時間にわたりご熱心なご討議ありがとうございました。本日いただいたご意見の中で、県としての関わり方、主に小規模事業者への支援の方法等について、どの程度までできるのか内部でも検討してまいりたいと思っております。地域検討会においても、丁寧に地域の意見を集めまして原案という形で作り上げていきたいと思っておりますし、必要に応じ場面、場面でご相談させていただくこともあろうかと思いますが、よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

事務局 以上を持ちまして第3回長野県水道ビジョン検討委員会を閉会します。